

山梨県公報

号外第五号

平成二十九年

一月三十一日

火曜日

目次

条 例

○山梨県風致地区条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

- 山梨県風致地区条例の一部を改正する条例(条例第三号)(都市計画課)
- 1 国立研究開発法人森林総合研究所法の一部改正に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する規定を整理することとした。
 - 2 この条例は、平成二十九年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年一月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三号

山梨県風致地区条例の一部を改正する条例

山梨県風致地区条例(昭和四十五年山梨県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出し中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改め、同項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「第九条第一項及び第十一条第一項」を「及び第十條第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番